

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年 1 月 5 日
【届出者の氏名又は名称】	エタニティ株式会社
【届出者の住所又は所在地】	福島県いわき市常磐湯本町辰ノ口 1 番地
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号新丸の内ビルディング29階 モリソン・フォースター法律事務所
【電話番号】	03-3214-6522（代表）
【事務連絡者氏名】	弁護士 高 賢一 / 同 丸山 翔太郎 / 同 佐護 絵莉子
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	エタニティ株式会社 （福島県いわき市常磐湯本町辰ノ口 1 番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

（注 1） 本書中の「対象者」とは、常磐開発株式会社をいいます。

（注 2） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注 3） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

対象者から2020年12月28日付で臨時報告書が提出されたことに伴い、2020年11月16日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項（2020年12月25日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

- 第5 対象者の状況
 - 4 継続開示会社たる対象者に関する事項
 - (1) 対象者が提出した書類
 - 臨時報告書
 - 6 その他

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第5【対象者の状況】

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【臨時報告書】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づき、臨時報告書を2020年12月28日に東北財務局長に提出

6【その他】

(訂正前)

< 前略 >

(2) < 省略 >

(訂正後)

< 前略 >

(2) < 省略 >

(3) 臨時報告書の提出

対象者は、2020年12月28日付で「主要株主の異動に関するお知らせ」を公表し、同日付で臨時報告書を東北財務局長に提出しています。当該臨時報告書の内容は以下のとおりです(以下抜粋)。なお、以下の文中において「当社」とあるのは対象者を指します。

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの ブラッククローパーリミテッド (Black Clover Limited)

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	議決権の数	総株主の議決権の数に対する割合
異動前	778個	9.94%
異動後	861個	11.00%

(注) 1. 異動前及び異動後の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、2020年9月30日現在の総株主の議決権の数(7,829個)を分母として計算しております。

2. 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

2020年12月18日

(4) その他の事項

当該異動の経緯

2020年12月28日付で当該法人より関東財務局長へ提出された大量保有報告書(変更報告書)により、当社は主要株主の異動を確認いたしました。なお、当該異動については、当社として当該法人名義の実質所有株式数の確認ができたものではありません。

本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 583.3百万円

発行済株式総数 785,000株